

平成 29 年 3 月 30 日
愛知県信用保証協会

「税理士連携短期継続保証制度」の取扱いに関する 覚書の締結について

- 愛知県信用保証協会（理事長：小川 悦雄）は、名古屋税理士会及び東海税理士会と両会に所属する会員が、「税理士連携短期継続保証制度」を活用することにより、継続的な経営支援に取り組み、もって中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資することを目的とした覚書を締結しました。

＜税理士連携短期継続保証制度について＞（平成 29 年 4 月 3 日取扱い開始）

- 本協会、金融機関並びに税理士会に所属する税理士又は税理士法人が連携し、中小企業者に擬似資本的な資金を供給することにより、資金繰りの安定化を図る保証です。
- 保証期間 1 年以内の手形貸付を最大 4 回まで借換（継続）することができ、最長 5 年間、毎月の返済が無く、中小企業・小規模事業者はその間に事業の改善や発展を図ることができます。
- 顧問税理士のモニタリングを要件としており、税理士・保証協会などが連携し、中小企業・小規模事業者の成長をバックアップします。

【税理士連携短期継続保証制度の概要】

対象者	次の要件に該当する会社 <ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関との与信取引が1年以上あること。 ・税理士等が月次管理を行い、税理士等から「税理士連携短期継続保証（短継続）に係る推薦書兼決算概要報告書」（所定様式）の提出があること。 ・直近決算において経常利益を計上していること。 ・直近決算において債務超過でないこと。 ・既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと。
資金使途	運転資金
保証限度額	3,000万円
貸付形式	手形貸付
保証期間	1年以内
返済方法	一括返済
貸付利率	金融機関所定
担保	原則として要しない
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要